

評価関係者等の要件

認証評価組織において評価等に携わる委員(認証評価委員会委員、評価員、異議申立審査会委員)および基準専門委員会委員は、以下の要件をすべて満たす必要がある。

- 以下のいずれかの経験を有すること。
 - 評価対象分野の専門職大学院において、専任教員として教育・研究を行なった経験を3年以上有すること。
 - 評価対象分野の専攻または学科において、専任教員として教育・研究を行なった経験を5年以上有すること。なお、評価対象分野の専門職大学院において専任教員として教育・研究を行なった期間をこれに含めることができる。
 - 評価対象分野における本格的なプロジェクト(例えば、情報分野においては10名以上のチームで構成されているか、または受注額が1億円以上のもの)において中心的な役割を担える能力と、チームの責任者として当該プロジェクトを成功裏に遂行した実績および他者を指導できる高度な専門性を有すること。
 - 高等教育の質的保証に関して特に高い識見を持つことが、一般社団法人日本技術者教育認定機構(以下、機構という)により認められていること。
- 機構が主催する研修会に参加して、適切な訓練を受けていること。
- 原則として40歳以上で、専門職大学院における教育の継続的改善に熱意を持っていること。
- 評価者に必要な分析能力とコミュニケーション能力を有し、守秘義務や利益相反等、評価者に求められる倫理を遵守できること。
- 機構が定めた認証評価に関するルールに精通していること。
- 以下のいずれかの認証評価またはア krediyteiyon 審査に評価者・審査員またはオブザーバとして参加した経験を、過去5年以内に1回以上有することが望ましい。
 - 学校教育法第109条3項に規定する認証評価(専門職大学院の認証評価)
 - 学校教育法第109条2項に規定する認証評価(機関別認証評価)
 - 機構による学部または大学院の認定審査(分野は問わない)
- 認証評価委員会委員、評価チームの主査および基準専門委員会委員は、産業技術系専門職大学院の認証評価で評価員を務めた経験を、過去5年以内に1回以上有することが望ましい。